

平成 26 年版

治山林道必携 積算・施工編

林野庁ホームページで公表されている次の正誤表の、平成 26 年版治山林道必携 積算・施工編への反映状況は次のとおりです。

○ 森林整備保全事業標準歩掛「標準歩掛」新旧対照表の正誤表は、反映済みです。

新旧対照表では、「5-4-1 石積（張）工」（必携 301 ページ～）と「6-2-5 H 型鋼矢板打工（H 型鋼）」（必携 469 ページ～）がラフテレーンクレーンを使用すると改められていましたが、正誤表で従来どおりトラッククレーンを使用するものとされたものです。

○ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領「建設機械積算要領」新旧対照表の正誤表

建設機械損料算定表 別表第4（必携 1308 ページ）の改正ですが、編集に間に合わなかったため、反映できてません。以下の資料に差し替えをお願いします。

別表第4 建設機械の消耗部品の損耗費及び補修費表

装着機械		消耗部品		損耗費率			補修費率			1時間当たり						供用1日当たり					
										損耗費率及び補修費率(×10 <sup>-6</sup> )			損耗費及び補修費(円)			損耗費率及び補修費率(×10 <sup>-6</sup> )			損耗費及び補修費(円)		
機械名	規格(t)	名称	基礎価格(円/set)	良好	普通	不良	良好	普通	不良	良好	普通	不良	良好	普通	不良	良好	普通	不良	良好	普通	不良
ダンプトラック	2 t	タイヤ	140,000	2.09	3.39	7.97	0.23	0.41	0.90	280	458	1,069	39	64	150	1,289	2,111	4,928	180	296	690
	4	"	175,000	2.41	3.84	8.91	0.25	0.46	1.00	320	518	1,194	56	91	209	1,478	2,389	5,506	259	418	964
	6~7	"	212,000	2.71	4.25	9.76	0.29	0.52	1.10	361	575	1,308	77	122	277	1,667	2,650	6,033	353	562	1,280
	8	"	252,000	2.71	4.25	9.76	0.29	0.52	1.10	361	575	1,308	91	145	330	1,667	2,650	6,033	420	668	1,520
	10	"	446,000	2.71	4.25	9.76	0.29	0.52	1.10	361	575	1,308	161	256	583	1,667	2,650	6,033	743	1,180	2,690
	12	"	532,000	2.71	4.25	9.76	0.29	0.52	1.10	361	575	1,308	192	306	696	1,667	2,650	6,033	887	1,410	3,210
	20~25	"	2,400,000	3.22	3.86	5.37	0.34	0.46	0.61	451	547	757	1,080	1,310	1,820	1,780	2,160	2,990	4,270	5,180	7,180
	32~37	"	3,370,000	4.21	4.98	6.84	0.45	0.60	0.78	590	706	965	1,990	2,380	3,250	2,330	2,790	3,810	7,850	9,400	12,800
	46~55	"	6,710,000	4.21	4.98	6.84	0.45	0.60	0.78	590	706	965	3,960	4,740	6,480	2,330	2,790	3,810	15,600	18,700	25,600
	78~95	"	12,400,000	4.21	4.98	6.84	0.45	0.60	0.78	590	706	965	7,320	8,750	12,000	2,330	2,790	3,810	28,900	34,600	47,200

備考

1. 良好とは、舗装道その他にこれに準ずる良好な搬路の進行が主な工事。
2. 普通とは、路面がよく維持されている砂利道又はこれに準ずる良好な搬路の進行が主な工事。
3. 不良とは、破砕岩の混入する搬路又は河床路その他これに準ずる搬路の進行が主な工事で、タイヤの損耗が著しいと認められるとき。
4. 損耗費率には、タイヤの廃棄処分にかかわる費用を含む。

○ 「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領」新旧対照表の正誤表

「第5 現場技術業務の積算」「3 業務委託費料の積算」「(1) 業務委託料の積算方式」(必携1351ページ)の改正ですが、編集に間に合わなかったため、反映できてません。以下の資料のとおり修正をお願いします。

26年度版治山林道必携1351ページ(誤)	(修正版)
<p>「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の一部改正」</p> <p>第5 現場技術業務の積算</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務委託料の積算</p> <p>業務委託料の積算は、次の式により行うものとする。</p> <p>業務委託料 = (実勢価格) + (消費税等相当額)</p> $= \{(\text{直接人件費} + \text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} \times (1 + \text{消費税等率})$ <p>(2) [略]</p>	<p>「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の一部改正」</p> <p>第5 現場技術業務の積算</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務委託料の積算</p> <p>業務委託料の積算は、次の式により行うものとする。</p> <p>業務委託料 = (実勢価格) + (消費税等相当額)</p> $= \{[(\text{直接人件費} + \text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times (1 + \text{消費税等率})$ <p>(2) [略]</p>

○ 森林整備保全事業設計積算要領の制定について

「第5 事業費の積算」「1 本工事費の積算」「(2) 間接工事費」「ア 共通仮設費」「(イ) 算定方法」「b 共通仮設費率の補正」の「表」(必携23ページ)の挿入位置のづれを修正するもので、次ページ資料をご覧ください。

森林整備保全事業設計積算要領の制定について

第1 } [略]  
第4 }

第5 事業費の積算基準

1 本工事費の積算

(1) 直接工事費 [略]

(2) 間接工事費 [略]

ア 共通仮設費

(ア) 工種区分 [略]

(イ) 算定方法

a 共通仮設費の率計算による部分 [略]

b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費の補正は、共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

森林整備保全事業設計積算要領の制定について

第1 } [略]  
第4 }

第5 事業費の積算基準

1 本工事費の積算

(1) 直接工事費 [略]

(2) 間接工事費 [略]

ア 共通仮設費

(ア) 工種区分 [略]

(イ) 算定方法

a 共通仮設費の率計算による部分 [略]

b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費の補正は、共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

施 工 地 域 ・ 施 工 場 所 区 分		補正率 (%)
市 街 地		2.0
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合。	—

(注1) [略]

(注2) 施工場所の区分のうち、一般交通の影響を受ける場合は、以下のとおりとする。

(1) 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合。

施 工 地 域 ・ 施 工 場 所 区 分		補正率 (%)
市	街 地	2.0
山 間	僻 地 及 び 離 島	1.0
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合。	—

(2) 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合。

(3) 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。

(注3) [略]

(注1) [略]

(注2) 施工場所の区分のうち、一般交通の影響を受ける場合は、以下のとおりとする。

(1) 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合。

(2) 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合。

(3) 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。

(注3) [略]

○ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について

平成 24 年 3 月 30 日の施行文（必携 971 ページ）を平成 26 年 4 月 1 日付けの施行文に差し替える修正です。

以下の資料に差し替えをお願いします。

26 年度版治山林道必携 971 ページ（誤）	（修正版）
<p>森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について 平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号 林野庁長官より各森林管理局（分局）長、各都道府県知事あて 〔最終改正〕平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林野整計第 378 号</p> <p>森林整備保全事業建設機械経費積算要領を別紙のとおり制定し、平成 11 年 4 月 1 日以降に着手される事業に適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、治山事業機械経費積算要領（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野長長官通達、民有林林道事業設計図書作成要領について（昭和 43 年 5 月 20 日付け 43 林野道第 149 号林野庁長官通達別冊 2 の 1、林野事業建設機械経費積算基準は平成 11 年 3 月 31 日をもって廃止することとしたので了知されたい。</p>	<p>「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」の一部改正について</p> <p>平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号 林野庁長官より各森林管理局（分局）長、各都道府県知事あて 〔最終改正〕平成 26 年 4 月 1 日付け 25 林野整計第 985 号</p> <p>森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」（平成 11 年 4 月 1 日付け林野計第 134 号林野長長官通知）について、別紙新旧対照表のとおり一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日以降の発注に係る事業から適用することとしたので通知する。</p> <p>（別紙の本文には、新旧対照表を溶け込ませたものを掲載しています。）</p>

○ 備考欄と機械単価表等における損料と賃料の記載に混乱がありましたので修正するものです。

26年度版治山林道必携（誤）128 ページ	（修正版）																								
<p><b>森林整備保全事業標準歩掛（土工）</b></p> <p>第1 土工</p> <p>1-1 } [略]</p> <p>1-6 } [略]</p> <p>1-7 構造物取りこわし工</p> <p>1-7-1 } [略]</p> <p>1-7-2 } [略]</p> <p>1-7-3 舗装版破碎工</p> <p>(1) 適用範囲 } [略]</p> <p>(3) 施工歩掛 } [略]</p> <p>(4) 単価表</p> <p>1) 舗装版切断100m当たり単価表</p> <p>2) 舗装版直接掘削・積込100m<sup>2</sup>当たり単価表 } [略]</p> <p>3) 機械運転単価表</p> <table border="1" data-bbox="226 1058 1061 1305"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートカッタ</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量 →72 機械損料数量→1.62</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価	指定事項	コンクリートカッタ	[略]	[略]	[略]	バックホウ	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →72 機械損料数量→1.62	<p><b>森林整備保全事業標準歩掛（土工）</b></p> <p>第1 土工</p> <p>1-1 } [略]</p> <p>1-6 } [略]</p> <p>1-7 構造物取りこわし工</p> <p>1-7-1 } [略]</p> <p>1-7-2 } [略]</p> <p>1-7-3 舗装版破碎工</p> <p>(1) 適用範囲 } [略]</p> <p>(3) 施工歩掛 } [略]</p> <p>(4) 単価表</p> <p>1) 舗装版切断100m当たり単価表</p> <p>2) 舗装版直接掘削・積込100m<sup>2</sup>当たり単価表 } [略]</p> <p>3) 機械運転単価表</p> <table border="1" data-bbox="1099 1058 1935 1305"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートカッタ</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量 →72 機械賃料数量→1.62</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価	指定事項	コンクリートカッタ	[略]	[略]	[略]	バックホウ	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →72 機械賃料数量→1.62
機 械 名	規 格	適用単価	指定事項																						
コンクリートカッタ	[略]	[略]	[略]																						
バックホウ	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →72 機械損料数量→1.62																						
機 械 名	規 格	適用単価	指定事項																						
コンクリートカッタ	[略]	[略]	[略]																						
バックホウ	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →72 機械賃料数量→1.62																						

森林整備保全事業標準歩掛 (杭打工及び矢板打工)

森林整備保全事業標準歩掛 (杭打工及び矢板打工)

第 6 杭打工及び矢板打工

第 6 杭打工及び矢板打工

6-1 杭打工

6-1 杭打工

6-1-1 }  
6-1-4 } [略]

6-1-1 }  
6-1-4 } [略]

6-1-5 鋼管・既製コンクリート杭打工 (パイルハンマ工)

6-1-5 鋼管・既製コンクリート杭打工 (パイルハンマ工)

(1) }  
(7) } [略]

(1) }  
(7) } [略]

(8) 単価表

(8) 単価表

1) 鋼管・既製コンクリート杭打工 10 本当たり単価表 } [略]  
2) 鋼管杭杭頭処理溶接工 10 m 当たり単価表 }

1) 鋼管・既製コンクリート杭打工 10 本当たり単価表 } [略]  
2) 鋼管杭杭頭処理溶接工 10 m 当たり単価表 }

3) 機械運転単価表

3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項
クローラ式 杭 打 機	[略]	[略]	[略]
バックホウ	[略]	[略]	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →4.3 機械損料数量 →1.6
クローラ クレーン	[略]	[略]	[略]
電気溶接機	[略]	[略]	[略]

機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項
クローラ式 杭 打 機	[略]	[略]	[略]
バックホウ	[略]	[略]	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →4.3 機械賃料数量 →1.6
クローラ クレーン	[略]	[略]	[略]
電気溶接機	[略]	[略]	[略]

森林整備保全事業標準歩掛 (地すべり防止工)

森林整備保全事業標準歩掛 (地すべり防止工)

第4 地すべり防止工

第4 地すべり防止工

4-1 小口径ボーリング

4-1 小口径ボーリング

- (1) }
- (9) } [略]

- (1) }
- (9) } [略]

(10) 機械運転経費

(10) 機械運転経費

1) 発動発電機 [略]

1) 発動発電機 [略]

2) 給水ポンプ (1日当たり)

2) 給水ポンプ (1日当たり)

名称	規格	単位	数量	摘要
燃料費	[略]	[略]	[略]	[略]
機械賃料	[略]	[略]	[略]	[略]

名称	規格	単位	数量	摘要
燃料費	ガソリン	ℓ		森林整備保全事業建設機械経費積算要領による
機械損料	[略]	[略]	[略]	[略]

## 森林整備保全事業標準歩掛 (道路土工)

## 第1 道路土工

1-1 }  
1-4 } [略]

## 1-5 安定処理

## 1-5-1 安定処理工 (スタビライザ混合)

(1) }  
(6) } [略]

## (7) 単価表

1) 安定処理 100m<sup>2</sup>当たり単価表 [略]

## 2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クレーン仕様)	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →48 機械損料数量→1.56
スタビライザ	[略]	[略]	[略]
スタビライザ	[略]	[略]	[略]
モータグレーダ	[略]	[略]	[略]
タイヤローラ	[略]	[略]	[略]

## 森林整備保全事業標準歩掛 (道路土工)

## 第1 道路土工

1-1 }  
1-4 } [略]

## 1-5 安定処理

## 1-5-1 安定処理工 (スタビライザ混合)

(1) }  
(6) } [略]

## (7) 単価表

1) 安定処理 100m<sup>2</sup>当たり単価表 [略]

## 2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クレーン仕様)	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →48 機械賃料数量.56
スタビライザ	[略]	[略]	[略]
スタビライザ	[略]	[略]	[略]
モータグレーダ	[略]	[略]	[略]
タイヤローラ	[略]	[略]	[略]

## 26年度版治山林道必携 787 ページ (誤)

## 1-5-2 安定処理 (バックホウ混合)

(1) }  
(5) } [略]

(6) 単価表

- 1) 安定処理 100m<sup>2</sup>当たり (路床) 単価表  
 2) 安定処理 100m<sup>2</sup>当たり (構造物基礎) 単価表 } [略]  
 3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クレーン仕様)	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量→45 機械損料数量→1.27
バックホウ	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量→12 機械損料数量→1.27
タイヤローラ	[略]	[略]	[略]
バックホウ (クレーン仕様)	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量→79 機械損料数量→1.25
振動ローラ	[略]	[略]	燃料消費量→0.7 燃料損料数量→1.25

## (修正版)

## 1-5-2 安定処理 (バックホウ混合)

(1) }  
(5) } [略]

(6) 単価表

- 1) 安定処理 100m<sup>2</sup>当たり (路床) 単価表  
 2) 安定処理 100m<sup>2</sup>当たり (構造物基礎) 単価表 } [略]  
 3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クレーン仕様)	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量→45 機械賃料数量→1.27
バックホウ	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量→12 機械賃料数量→1.27
タイヤローラ	[略]	[略]	[略]
バックホウ (クレーン仕様)	[略]	[略]	運転労務数量→1.00 燃料消費量→79 機械賃料数量→1.25
振動ローラ	[略]	[略]	燃料消費量→0.7 機械賃料数量→1.25

○ 林野庁が「森林整備保全事業標準歩掛の一部改正について」の一部改正について正誤表として公表した、第1編 共通工 第5共通工(2) 5-20-2 練石積工歩掛に関する正誤訂正は、次のように取り扱ってください。

平成26年版 治山林道必携 積算・施工編の411ページの5-20-2の練石積工標準歩掛表は訂正済みの内容と同一です。従って、当該歩掛表は、そのままご利用ください。